

草津市民設児童育成クラブ開設事業者の募集概要

【募集趣旨】

草津市の放課後児童育成クラブは、現在、市内14小学校区で公設民営にて開設しているほか、25箇所の民設民営の児童育成クラブを開設しています。児童育成クラブの利用希望者が年々増加しているなか、利用者の増加や多様なニーズに対応するため、今後定員を超えることが予想される学区を対象に、児童育成クラブを開設する意欲のある民間事業者を広く公募します。

【事業の特色】

- ・ 利便性の高い場所等で早期開設が可能であり、開所時間等の延長などのサービス向上や特色ある運営が可能となり、保護者の多様なニーズにも対応できる。
- ・ 公設児童育成クラブを補完する役割が担える。

【質の確保に向けて】

- ・ 質の高い保育を確保するため、公設と同じ施設、運営基準を義務付け、質の確保を担保する。
- ・ 保育料は、公設と同額にするため、保護者の負担増にはならない。

募集の概要

1. 業務の内容 放課後児童健全育成事業
2. 定員規模 概ね40人
3. 対象 小学校1年生～6年生
4. 募集学区および開設条件

募集学区

草津小学校区 1箇所

主な開設条件

- ・ 開設場所については、原則として募集学区の小学校の学区内で、児童育成クラブまでの道程が概ね500m以内の場所に開設をすること。
 - ・ 都市計画法、建築基準法に適合する場所
5. 応募資格 社会福祉法人およびその他の法人（設立予定者を含む）
*その他の法人/公益社団（財団）法人、学校法人、NPO法人、非営利を目的とする団体、株式会社、有限会社、一般社団（財団）法人
 6. 施設 事業者が所有または賃貸する物件
 7. 運営費・賃借料等の補助（社会福祉法人およびその他の法人 全てを対象）
（運営補助金） 入所児童数に応じた運営費から保育料を差引いた額を交付
（賃借料補助金） 3, 374千円/年を限度に交付
（送迎費補助金） 536千円/年※を限度に交付
※複数学区から児童を受け入れる場合は1, 072千円/年を限度に交付
※令和8年度の補助金額であり、国の補助基準等を踏まえ変更の可能性あり。
 8. 施設改修・備品購入の補助
改修費等について、市が定めた施設・設備基準等に対して補助金（補助率 1/2）を交付する。
 - ・ 施設改修の補助基準額（上限 4, 000千円）のうち 1/2
 - ・ 備品購入の補助基準額（上限 1, 000千円）のうち 1/2
 9. 開所時期 令和9年4月1日

<スケジュール>

令和8年	6月1日～7月31日	応募受付期間
	9月	草津市社会福祉法人等審査会・選考
	10月	事業者決定
令和9年	4月1日	開設